

二級・木造建築士免許登録等に関するお知らせ

現在、二級・木造建築士免許登録事項変更、再交付申請及び書換え交付申請を行う場合、新たな免許証明書の交付条件として、古い免許証（原本）と「引き換え」に交付するとしています。

しかし、新たな免許証明書はカード型であり、古い紙免許証を手元に残したいとの要望が多く、県と協議を行い、使用できない状態にすれば返却可能となりました。

そこで、平成 22 年 8 月 1 日より、旧（紙）免許証に「携帯型免許証明書発行済み」と押印することで、旧免許証を返却することと致します。

紙免許証を返却するなら、携帯免許には切り替えないと思っていた方も、上記要件で携帯免許へ切り替えの検討をお願いします。